

訪問看護ステーション設備整備支援事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、訪問看護ステーションの開設等に係る設備整備を支援することにより、訪問看護ステーションの設置促進及び訪問看護の実施体制を強化し、もって、医療及び介護・福祉の切れ目のないサービス提供体制の充実を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 本事業の補助対象者は、次に掲げるとおりとする。

- 一 栃木県内に新たに訪問看護ステーション（介護保険法第41条第1項の指定を受けるものとし、同法第71条による保険医療機関のみなし指定を受けるものを除く。以下、同じ。）を開設する者。
- 二 栃木県内に新たに訪問看護ステーションのサテライト（当該サテライトについて、同法第75条第1項の規定により届出を行うものを含む。）を開設する者。
- 三 栃木県内にすでに訪問看護ステーションを開設している者で、当該訪問看護ステーションについて、新たに「訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等（平成18年3月6日厚生労働省告示第103号）」に定める機能強化型訪問看護管理療養費に係る届出を行う者。

(補助対象事業)

第3条 本事業の補助の対象となる事業は、次に掲げるとおりとする。

- 一 補助対象者が前条第1号に該当する場合は、訪問看護ステーションの開設に必要な設備整備事業とする。
- 二 補助対象者が前条第2号に該当する場合は、訪問看護ステーションのサテライトの開設に必要な設備整備事業とする。
- 三 補助対象者が前条第3号に該当する場合は、機能強化型訪問看護管理療養費に係る届出に必要な設備整備事業とする。

(交付の決定)

第4条 知事は補助金の交付の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは交付の決定をするものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、当該年度の事業予算の範囲内で決定することとし、補助の対象とする事業費の費目、補助の基準額、その他補助金の算定に必要な事項は別に定める。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元（2019）年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2（2020）年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3（2021）年度分の補助金から適用する。